

## 各事業債の留意事項（市町村課分） 目次

## I 一般会計債

1	公共事業等	1
2	公営住宅建設事業	1
3	災害復旧事業	2
4	教育・福祉施設等整備事業	
4-1	学校教育施設等整備事業	3
4-2	社会福祉施設整備事業	4
4-3	一般廃棄物処理事業	4
4-4	一般補助施設整備等事業	5
4-5	施設整備事業（一般財源化分）	6
5	一般単独事業	
5-1	一般事業（一般分）	7
5-2	防災対策事業	7
5-3	地方道路等整備事業	8
5-4	旧合併特例事業	9
5-5	緊急防災・減災事業	10
5-6	公共施設等適正管理推進事業	12
6	公共用地先行取得等事業	13
7	行政改革推進債	14
8	調整債	14

## II 公営企業債

1	水道事業	15
2	交通事業	15
3	港湾整備事業	15
4	病院事業・介護サービス事業	15
5	市場・と畜場事業	16
6	地域開発事業	16
7	下水道事業	17
8	観光その他事業	17

## III その他の地方債

1	借換債（被災施設借換債含む）	18
2	臨時財政対策債	18
3	退職手当債（普通会計分）	19
4	公営企業退職手当債	20
5	国の予算等貸付金債	20
6	減収補填債	20
7	沖縄県市町村振興資金貸付基金	21
8	沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金	22

別添資料		23
------	--	----

# I 一般会計債

## 1 公共事業等（平成22年度までの一般公共事業債）

(1) 平成22年度までの一般公共事業債は、道路事業、都市計画事業、農業農村整備事業、港湾事業などの国庫補助事業に係る地方負担額を対象としていた。

平成23年度から、補助事業等に係る各種事業債については、地方公共団体の事業選択に対する中立性の確保や一括交付金化（地域自主戦略交付金）の趣旨を踏まえ、都道府県分を中心に、原則として、公共事業等債（充当率90%（本来分50%、財源対策債分40%））に一本化することとなったが、一括交付金化されたのは都道府県分であったため、市町村分に係る「公共事業等」の対象は、基本的に平成22年度までの一般公共事業債の対象範囲と同じである。

(2) 国営及び県営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「国営及び県営土地改良事業に係る地方公共団体の負担割合の指針」（平成3年5月31日付け農林水産省構造改善局長通知）において地方公共団体が負担すべきとされている額を対象としている。

(3) 公共事業等の対象事業に係る継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業については、事業内容に応じてそれぞれ他の事業債の対象とするものである。

(4) 公的資金の貸付対象事業については、運用要綱を参照すること。（財政融資金：社会福祉施設整備事業以外の事業、地方公共団体金融機構資金：道路事業（国道・都道府県道・市町村道であり、農道・林道は含まない）、学校教育施設等整備事業（太陽光発電整備事業に限る。）、社会福祉施設整備事業に限る。）

(5) 充当率 90%（公的資金、民間等資金）  
（本来分50% 財源対策債分40%、平成22年度以降の新規事業に係るもの）

## 2 公営住宅建設事業

(1) 公営住宅建設事業債は、地方公共団体が実施するものに限られ、公営住宅及びその他の公的賃貸住宅の整備事業等及びこれに関連して実施する事業を対象としている。

(2) 整備事業等とは、建設、買取り又は改善（アスベスト改修を含む。）をいうものである。

(3) 関連して実施する事業とは、用地の取得造成事業、駐車場整備事業、居住環境形成施設整備事業その他の事業である。

### 3 災害復旧事業

- (1) 現年の災害復旧事業は、前年度の1月1日以降に発生した災害を対象とする。
- (2) 災害復旧事業債における「受益者負担金」の取扱いについては、起債額の算出に際し、充当率で勘案されているため控除財源扱いする必要はないが、充当の際には過充当とならないよう留意されたい。  
また、起債協議等予定額一覧表など起債申請様式においては「一般財源」欄に記入し、充当率を正しく表示させるとともに、「備考」欄に「受益者負担金〇〇百万円」と金額を記載すること。
- (3) 一般単独災害復旧事業債については、国庫補助対象外がそのまま一般単独災害復旧事業に該当するとは限らない。国庫補助対象外となった理由を整理し、事前に相談するよう留意されたい。なお、一般単独事業債の起債は、事前に沖縄総合事務局との調整が必要。
- (4) 庁舎については、原則として、被災前延床面積を上限として、一般単独災害復旧事業又は地方公営企業災害復旧事業の対象事業費を算出するものであるが、被災前延床面積が被災時点における被災庁舎の入居職員数に一人当たり35.3㎡を乗じて得た面積を下回る場合は、当該面積を上限として、被災時点における被災庁舎の入居職員数に一人当たり35.3㎡を乗じて得た面積を上限として、一般単独災害復旧事業の対象事業費を算出することができるものであること。（下線部について、H30年度追加）
- (5) 自治会が所有する自治公民館等の施設については、所有者が公共的団体（認可地縁団体）であり、かつ、公共施設に該当する場合（規約等で区域外住民の利用が可能な場合）には、地方公共団体が当該施設の復旧事業に対して補助する経費は、一般単独災害復旧事業の対象となる。

## 4 教育・福祉施設等整備事業

### 4-1 学校教育施設等整備事業

- (1) 学校教育施設等整備事業の充当率は以下の表によること。また、次の①～③に留意すること。

【学校教育施設等整備事業】地方債同意等基準の地方債充当率

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	建物(国庫負担事業分)	90%
		建物(単独事業分)	75%
		学校施設環境改善交付金その他国庫補助金を受けて実施する事業	75%
		〔公立の義務教育諸学校に係る危険改築事業、不適格改築事業等〕	90%
		義務教育施設・高等学校用地	90%
		上記以外の施設用地	75%

- ① 起債計画書提出時の添付資料「県指定様式②」は、学校教育施設等整備事業の充当率6区分に対応しているため、対象事業の充当率に注意し、充当率を超えないこと。財源対策債分を含む事業の場合は、財源対策債の充当率にも注意すること。
- ② 充当率表「学校施設環境改善交付金事業その他の国庫補助金を受けて実施する事業」のうち、公立の義務教育諸学校に係る危険改築事業、不適格改築事業等として交付決定を受けた事業の充当率は90%となる。
- ③ 義務教育施設・高等学校用地については、補助・単独に係わらず充当率は90%となる。
- (2) 学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業に係る地方財政措置は、「学校施設環境改善交付金を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方財政措置について（平成23年4月26日付け総務省自治財政局調整課事務連絡）」による。
- また、本事業債に係る財源対策債の内訳は地方債同意等基準等の通知と併せて総務省から発出される『「平成〇年度地方債についての質疑応答集」について』の別紙として提供されているので、確認すること。
- (3) 学校教育施設等整備事業については、補助事業における補助基本額を超えるいわゆる継ぎ足し単独事業（面積差・単価差）についても全額起債対象となるが、あくまで継ぎ足し単独事業として起債対象とするものであり、補助裏分とは財政措置が異なることから、「県指定様式②」により補助裏分と継ぎ足し分を明確に区分し、起債協議等予定額一覧表においては「継ぎ足し単独事業分」として

協議すること。

なお、補助裏分の起債予定額が増加し、継単分の起債予定額が減少した場合等において、「補助＋継単分」が既に同意等を受けた起債協議額の「補助＋継単分」の枠内であっても、財政措置が異なることから、増額協議を行うこと。

- (4) 仮設校舎を賃貸借契約（リース契約）により設置する場合、当該経費は起債対象外とする。
- (5) 単独事業として行う義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業の定義につき、平成30年度に変更あり。（詳細は同意等基準運用要綱を確認のこと）
- (6) 資金区分についての留意事項
  - ① 学校給食施設の新增築又は更新に伴い一体として整備される附帯施設及び学校給食設備については、民間等資金による。
  - ② 義務教育施設以外の建物の建設事業や用地取得事業については、原則として財政融資資金は充てられないが、学校施設環境改善交付金を受けて実施する義務教育施設以外の施設の建設事業についても、財政融資資金を充てられる場合がある。

## **4－2 社会福祉施設整備事業**

- (1) 本事業の対象となる施設は「児童福祉施設、その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定される学校を除いた施設」の整備を対象としている。
- (2) 施設整備事業の地方債充当率は80%であるが、社会福祉施設に係る用地取得費、公共的団体に貸し付ける目的の用地取得費については90%となるので、留意されたい。
- (3) 公共的団体が整備する施設に対する補助金については、助成の範囲が公共性等の観点から合理的な範囲のものであること。

## **4－3 一般廃棄物処理事業**

- (1) 本事業の対象は原則として、廃棄物処理法第8条に規定する一般廃棄物処理施設のうち地方公共団体が行う施設整備事業を対象としている。
- (2) 重点化等事業は事業全体を単独事業で実施する事業のうち、ごみ焼却施設の新設に係るもの（ごみ処理広域化計画に基づいて実施するものに限る。）又は、し尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備（平成9年度までの国庫補助対象設備をいう。）の改造事業であって総事

業費が1億5千万円以上の事業である。

- (3) 「平成5年度以降に着工した事業のうち、補助事業に伴って行われる単独事業のうち平成3年度まで国庫補助対象設備であったもの（平成10年度以降に着工されたごみ焼却施設に係るものを除く。）」については、平成24年度以前より継続して実施している場合は、経過措置として重点化等事業として取り扱うこととしているので、留意されたい。

「一般廃棄物処理事業債に係る重点化等事業の要件について」  
(平成25年11月26日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)

#### 4-4 一般補助施設整備等事業

- (1) 一般補助施設整備等事業は、次に掲げる事業を対象としている。
- ①原則として、国庫補助金を伴う事業のうち、地方債同意等基準に掲げる事業
  - ②国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、上記①に掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業
  - ③特別転貸債
- (2) 地方財政法5条の適債性の観点から、出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債については、出資金にあっては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等、地方債を財源として出資を行うことに合理性があること。貸付金にあっては、貸付金の回収が確実と認められるものであること等地方債を財源として貸付を行うことに合理性があるものであること。
- (3) 一般補助施設整備等事業（沖縄振興特別推進交付金）については、県指定様式⑩に沖縄県企画部市町村課推進交付金支援班に提出する次の資料を添付する。
- 様式1：沖縄振興交付金事業計画（沖縄振興特別推進交付金）
  - 様式3：年間事業計画表
  - 様式4：積算内訳
    - ・ポンチ絵
    - ・工事費に係る説明資料（新築以外の工事費がある場合）
- ※様式1については計画全体、様式3～4及びポンチ絵については、該当事業の箇所のみ提出
- (4) 一般補助施設整備等事業の国庫補助金を伴う事業に平成30年度より「沖縄製糖業体制強化対策事業」、「地方大学・地域産業創生事業」、「文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る）」が追加されている。

## 4-5 施設整備事業（一般財源化分）

### (1) 事業概要

本事業債は、三位一体の改革により、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された国庫補助金負担金のうち、

- ① 公立保育所に限る「次世代育成支援対策施設整備交付金」
- ② 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」
- ③ 「(市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る) 社会福祉施設等施設整備補助金・負担金」
- ④ 「消防防災設備整備費補助金」

これらが対象としていた施設・設備整備事業を対象に、その補助金相当額について充当出来る事業債として創設された。

起債対象事業費の取扱いについては、「施設整備事業(一般財源化分)に係る地方債措置について」平成21年6月15日付け総財調第32号総務省自治財政局調整課長通知による。

本事業債を充当した残り(従前の補助裏分)については上記①～④に該当する通常の事業債を充当することができるため、対象経費の実支出額に変動がある場合には本事業債だけではなく、従前の補助裏分に充当できた事業債である、一般事業債、社会福祉施設整備事業債、旧合併特例事業債、辺地及び過疎対策事業債の起債額も変更になるため注意が必要である。

### (2) 充当率：100%

元利償還金の70%を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することができる。

## 5 一般単独事業

### 5-1 一般事業（一般分）

#### (1) 概要

地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とする（国庫補助負担事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を含む）。

#### (2) 留意事項

平成26年度から実施されている地方財政法第33条の5の8の規定に定める公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（以下、「公共施設等総合管理計画」という。）に基づく公共施設等の除却は、一般事業から公共施設等適正管理推進事業に移し替えられている。（H29年度より）

### 5-2 防災対策事業

#### (1) 概要

地方単独事業として行う①防災基盤整備事業、②公共施設及び公用施設の耐震化事業、③自然災害防止事業が対象。

#### (2) 対象事業

##### ① 防災基盤整備事業

##### (ア) 消防防災施設整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業（下線部は、緊急防災・減災事業と重複）

- a 防災拠点施設（地域防災センター等）
- b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地
- c 非常用電源
- d 緊急時に避難又は退避するための施設（津波避難タワー、活動火山対策避難施設等）
- e 避難路・避難階段
- f 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所」という。）において防災機能を強化するための施設
- g 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi等）の整備
- h 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- i 緊急消防援助隊の編成に必要な施設
- j 消防団に整備される施設
- k 消防水利施設



l 初期消火資機材

m 消防本部又は消防署に整備される施設

n 消防防災情報通信施設

o 都道府県が平成32年度までに整備する実践的訓練設備（模擬消火訓練装置（AFT）及び実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング））

(イ) 津波浸水想定区域移転事業

津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設の移転を対象とする。

(ウ) 消防広域化及び消防の連携・協力関連事業

「市町村の消防の広域化に関する基本方針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するものが実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」に基づき、消防の連携・協力を行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業

② 公共施設及び公用施設の耐震化事業

大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化を行う事業

③ 自然災害防止事業

地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を予防するために地方単独事業として行う治山、砂防、地滑り、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、ため池、小規模山地崩壊、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、道路防災、地盤沈下対策又は防雪施設に係る事業（市町村へ補助金及び都道府県事業への負担金を含む。）

(3) 充当率

①防災基盤整備事業 75%

（津波浸水想定区域移転事業 90%）

（デジタル化関連事業等 90%）

②公共施設等耐震化事業 90%

③自然災害防止事業 100%

### 5-3 地方道路等整備事業

(1) この事業は、地方単独事業として行う道路、農道及び林道の整備事業を対象としている。

地方特定道路整備事業及びふるさと農道・林道緊急事業は平成25年度から事業費補正については、該当区分を廃止している。

(2) 公的資金については、地方公共団体金融機構資金を平成22年度より対象としている。

## 5-4 旧合併特例事業

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）第11条の2の規定にする合併特例債をもってその財源とする次に掲げる事業が対象。
  - ① 市町村建設計画に基づく特に必要な事業
  - ② 上水道事業、下水等事業及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助
  - ③ 市町村振興のための基金造成
  
- (2) 合併特例事業においては、(1)の①及び②の事業に係る標準的な全体の事業費を設定し、その事業量の上限としている。標準全体事業費は、合併後人口、増加人口及び合併関係市町村数の多寡に応じ、定められた算式により算定した額とされている。

また、(1)の③の事業に係る標準的な基金の規模を設定し、その基金積立額の上限としている。
  
- (3) 旧合併特例法第11条の2第1項の規定により地方債を起こすことができる期間  
被災市町村以外：合併年度及びそれに続く15年度  
※東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年6月27日公布同日施行）
  
- (4) 例年、総務省自治財政局地方債課からの通知とは別に、総務省自治行政局市町村課から合併特例事業の事業計画等の提出依頼がある。当該事業計画等については総務省への提出先（総務省市町村課）が協議等予定額一覧表等の提出先（総務省地方債課）と異なり、提出期限も2週間程度早いことから、当課への提出は、別途通知する提出期限を厳守すること。
  
- (5) 公共的施設の統合整備事業として既存施設の除却を行う場合には、当該除却については、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものであること。
  
- (6) 充当率  
旧合併特例事業（合併特例債）95%（機構資金、民間等資金）  
（地方公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金等にあつては100%）  
元利償還金の70%について、後年度、基準財政需要額に算入

## 5-5 緊急防災・減災事業

### (1) 概要

防災対策事業のうち、東日本大震災及び平成28年度熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業が対象。

なお、事業年度は、東日本大震災の復興・創生期間である平成32年度まで継続。

### (2) 対象事業

#### ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備（下線部は、防災対策事業と重複）

- a 防災拠点施設（地域防災センター等）
- b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地
- c 非常用電源
- d 緊急時に避難又は退避するための施設（津波避難タワー、活動火山対策避難施設等）
- e 避難路・避難階段
- f 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所」という。）において防災機能を強化するための施設
- g 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi等）の整備
- h 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- i 緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
- j 消防団に整備される施設のうち、消防団の機能強化を図るための施設・整備
- k 消防水利施設
- l 初期消火資機材

#### ② 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある情報網の構築

- a 防災行政無線のデジタル化
- b 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化
- c 高機能消防指令センター（消防救急無線のデジタル化に併せて整備するものに限る）
- d 防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設
- e 災害時オペレーションシステム

#### ③ 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設

津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転

④ 消防広域化及び消防の連携・協力関連事業

「市町村の消防の広域化に関する基本方針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するものが実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」に基づき、消防の連携・協力を行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業

- a 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）
- b 上記計画に基づき消防署所等の統合により効率化等により機能強化を図る消防車両等の整備
- c 広域消防運営計画計画等に基づき統合される統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
- d 連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター

⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化

- a 指定避難所とされている公共施設及び公用施設
- b 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
- c 不特定多数の者が利用する公共施設
- d 社会福祉事業の用に供する公共施設
- e 幼稚園等
- f 地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び指定避難所（Is値0.3未満）であって、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設

原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とする。

消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについて対象とする。

⑥ 防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金を受けて実施する①から⑤の事業

(3) 充当率 100%

元利償還金の70%を後年度基準財政需要額に算入

(4) 留意事項

- ① 津波浸水想定区域移転事業については、津波浸水想定区域に建設されている公共施設及び公用施設に対して市町村の地域防災計画に津波対策の観点から移転が必要と位置づけられている必要がある。

- ② 津波浸水想定区域移転事業において、起債対象事業費や面積が上限を超えたものについては、当該施設の建設に対応する本来の事業債の対象となる。  
 (「平成30年度地方債についての質疑応答集」12-2参照)
- ③ 耐震化事業として、消防署所等の全部改築を行う場合、築年数の長短ではなく、既存施設のIs値が0.6未満であることが合理的に示される必要がある。  
 (「平成30年度地方債についての質疑応答集」12-4参照)

## 5-6 公共施設等適正管理推進事業

- (1) 対象事業：公共施設等総合管理計画に基づいて実施される以下の事業
  - ① 集約化・複合化事業
    - ・延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業。
    - ・個別施設計画に位置付けられた集約化・複合化事業であること。
    - ・公用施設や公営住宅、公営企業施設等（以下「公用等施設」という。）の整備は、対象外。
  - ② 長寿命化事業【H30対象拡大】
    - ア 公共用建物：施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業。
    - イ 社会基盤施設：所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業。  
 (道路、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道、農業水利施設)
  - ③ 転用事業
    - ・施設の他の用途への転用事業
    - ・転用後の施設が公用等施設である事業は、対象外。
    - ・対象となる事業について、転用前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。
  - ④ 立地適正化事業
    - ・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業。
    - ・立地適正化計画に基づく事業であること。
    - ・公用等施設を整備する事業は、対象外。
  - ⑤ ユニバーサルデザイン化事業【H30新規】
    - a バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業（適債性のある事業に限る）
      - i バリアフリー法第25条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業
      - ii バリアフリー法第10条に規定する道路移動等円滑化基準、第13条に規定する都市公園移動等円滑化基準及び第14条に規定する建築物移動等円滑化基準等に適合させるための改修事業  
 例) 庁舎や学校等における車いす使用者用トイレ等の整備 等
    - b a以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業（適債性のある事業に限る）  
 例) 授乳室や託児室の整備 等
  - ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業
    - ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の市町

村の本庁舎（原則として、地方公共団体が条例で定めた主たる事務所の位置に所在する公用施設）の建替事業が対象（支所および出張所、保健センター、土木事務所等は対象外）（H30質疑応答集Q20-2）

- ・個別施設計画に本庁舎の建替を位置づけており、かつ、建て替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けていること。

⑦ 除却事業

- ・公共施設等の除却を行う事業が対象
- ・除却事業の償還年限は原則として10年以内

(2) 地方債の充当率等

- ① 充当率90%、交付税措置率50%
- ②～⑤ 充当率90%、交付税措置率30%（財政力に応じて30～50%）
- ⑥ 充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%  
※地方債の充当残については、基金の活用が基本
- ⑦ 充当率90%

(3) 資金区分

機構資金または民間等資金（市町村役場機能緊急保全事業または除却事業は民間等資金）

(4) 事業年度

平成29年度から平成33年度まで（5年間）

ただし、市町村役場機能緊急保全事業については、緊急防災・減災事業の期間に合わせて平成32年度まで（4年間）。

## 6 公共用地先行取得等事業

(1) 公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の取得を対象としている。

(2) 土地開発公社において取得した用地を公共用地先行取得等事業債を活用して再取得しようとするときは、当該年度又は前年度において土地開発公社が取得した土地を再取得する場合について対象とすることを原則としているが、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成25年2月28日付け総行地第9号・総財公第18号総務副大臣通知）に基づき、土地開発公社の健全化の一環として計画的に取得する場合においては、これに該当しない場合でも特例措置として公共用地先行取得等事業債の対象とすることとしている。（特例措置の対象となるのは、平成25年6月末までに公社経営健全化計画を策定し、同年8月末までに公社経営健全化団体の指定を受けたものに限る。）

(3) 公共用地先行取得等事業債は、原則として上物を建設（本債を充当）する間の「つなぎ資金」であることから、各団体においては適切な管理に努めること。

(4) 用地の先行取得は、起債協議等年度以降10年度以内に事業の用に供するものを同意等の対象としているため、10年以上の償還年限を設定することはできないことに留意すること。

(5) 充当率 100% (民間等資金)

## 7 行政改革推進債

(1) 自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲内において、当該充当残部分に対して行政改革推進債を充当することができる。

(2) 充当率 100% (民間等資金)

(3) スケジュール

総務省自治財政局財務調査課から別途照会があるが、通常の事業債同様、簡易協議等手続と同じスケジュールとなる。

## 8 調整債

(1) 対象事業

調整債は、国庫補助負担金改革や税制改正等に伴い、主として地方交付税の不交付団体に生じる影響額に係る資金手当として措置されているもであり、年度により対象となる経費は異なる。

(2) 充当率 100% (銀行等引受資金)

(3) スケジュール

総務省自治財政局地方債課から別途照会があるが、通常の事業債同様、簡易協議等手続と同じスケジュールとなる。

## Ⅱ 公営企業債

### 1 水道事業

- (1) 水道事業については、上水道及び簡易水道に係る建設改良費、準建設改良費及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象としている。
- (2) 平成27年度から平成31年度までの5年間(集中取組期間)において公営企業会計の適用に要する経費については、地方債に関する省令第8条第2項(建設改良費に準ずる経費に関する経過措置)への追加改正により、公営企業債(公営企業会計適用債)を充当できる。
  - ・対象事業：地方公営企業法非適用事業
  - ・対象経費：公営企業会計法の財務規定等の適用に要する経費  
基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費等。ただし、職員の給料等は含まれない。
  - ・充当率等：充当率100%、償還年限10年以内
  - ・資金：民間等資金

### 2 交通事業

- (1) 交通事業については、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象としている。
- (2) 公営企業に準ずる事業を行う法人に対する地方公共団体からの出資金、補助金及び貸付金については、運用要綱に定める事業及び額の範囲内の建設改良費等を対象とすることとしている。

なお、第三セクターに対する出資金、補助金及び貸付金の資金については、民間等資金としているので留意されたい。

### 3 港湾整備事業債

- (1) 港湾整備事業については、埠頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象としている。
- (2) 事業の実施に当たっては、公共事業、臨海土地造成事業等と一体となって実施されるものが多いため、採算性が確保されるよう関係公共事業の進捗状況と十分に整合性をとりつつ、適正な規模とする必要があることを留意されたい。

### 4 病院・介護サービス事業債

- (1) 病院事業・介護サービス事業については、次に掲げる事業を対象としている。
  - ア 病院事業  
病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分



に要する経費

#### イ 介護サービス事業

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等、介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費

- (2) 地方独立行政法人への貸付金に係る病院事業債の資金については、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金であること。
- (3) 「公立病院に係る財政措置の取扱いについて（通知）」（平成27年4月10日総財準第61号、一部改正平成28年4月1日総財準第59号）は、今年度も財政措置される。

## 5 市場・と畜場事業債

- (1) 中央卸売市場及び地方卸市場、と畜場の建設改良費並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象としている。
- (2) 市場事業の対象には、市場に併設すると畜場（と畜場に係る施設であって、と畜場法第4条第1項により都道府県知事の許可を受けたものをいう。）であって、市場と同一の特別会計で経理されているものを含むものであること。

## 6 地域開発事業債

- (1) 地域開発事業債について、臨海土地造成事業、内陸工業用等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業及び住宅用地造成事業における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとしている。

「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について（通知）」（平成23年12月28日付け総務副大臣通知）に下記のとおり対応が求められている。

- 公営企業については、事業の実施に当たり、経営が悪化した場合に地方公共団体に与える財政負担のリスクをあらかじめ厳格かつ慎重に判断すること。
- 観光施設事業及び宅地造成事業は、必ずしも住民生活に必要なサービスを提供するものではなく、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業であること。
- 事業の業績が著しく悪化した場合には、住民生活に必要な公共サービスの縮小や住民に過度の負担を強いるような事態が生じる恐れがあること。
- このため、観光施設事業及び宅地造成事業を実施する場合には、地方公共団体の財政負担のリスクを限定することに留意する必要があること。

## 7 下水道事業債

- (1) 下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設（11種類）の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象としている。
- (2) 流域下水道事業に関しては、県の最大予測額が出る時期の関係により、可能であれば2次分で協議するようご検討をお願いしたい。
- (3) 下水道事業に関しては、「公営企業の経営に当たっての留意事項」平成26年8月29日付けの通知により、下記のとおり対応が求められている。
  - 受益者負担金は汚水処理施設整備の貴重な特定財源であり、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきであること。
- (4) 平成27年度から平成31年度までの5年間(集中取組期間)において公営企業会計の適用に要する経費については、地方債に関する省令第8条第2項(建設改良費に準ずる経費に関する経過措置)への追加改正により、公営企業債(公営企業会計適用債)を充当できる。
- (5) 資本費平準化債に係る法非適用事業の減価償却費の算出方法については、平成27年度から見直されたところ。新たな算定方法は、同意等基準運用要綱第一の一の5の(2)を参照されたい。

## 8 観光その他事業債

- (1) 観光その他事業については、観光施設事業、有料道路事業、駐車場整備事業及びその他事業（公営企業債の対象事業のうち、上記に掲げる事業以外の事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもって充てる事ができる事業をいう。）における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする（ただし、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものとする。）

→「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について（通知）」（平成23年12月28日付け総務副大臣通知）（上記6 地域開発事業債）を参照。）

- (2) その他事業について
  - ・ 料金収入等により独立採算の可能な事業のうち、地方債計画上の他のいずれの事業債にも該当しない事業について対象とする。

### Ⅲ その他の地方債

#### 1 借換債（被災施設借換債含む）

借換債の協議にあたっては、地方債同意等基準に基づき次の点について留意をすること。また、当該借換債が、地方債に関する省令第1条に定める地方債の協議を要しない場合に該当しないかを確認すること。

(1) 当初の実質的な償還年限の範囲内のものであって地方公共団体の負担の増大をもたらすものでないものであること。

(2) 施設の耐用年数に比して財源とした地方債の償還期間が短いこと等により元利償還の平準化や償還年限の延長を図ることに合理的な理由がある場合等であって、借換え後の償還年限が、施設の耐用年数の範囲内であるものであること。

※「合理的な理由がある」ことについては、

① 当該借換によって、元利償還の平準化が図られていること。

② 借換後の利子が著しく高利になるなど、財政負担が必要以上に高くなっていないこと。

③ 公債費以外の歳出の合理化が図られている等の財政健全化に向けた取り組みがなされていること。

(3) 被災施設借換債については、旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金によって取得した財産の全部又は一部が焼失又は滅失した場合に繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）しようとする未償還地方債を対象とする。

資金は、民間等資金により難しい事情がある場合には、地方公共団体金融機構資金をもって充てることのできるものとしている。

#### 2 臨時財政対策債

(1) 対象事業

平成30年度においても、引き続き厳しい地方財政状況の下で地方は地方交付税不足分を補てんするため、地方財政法第33条の5の2第1項の規定に基づいて算出された臨時財政対策債を発行する。

(2) 充当率：100%

元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることになっている。

(3) 資金区分

財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、市場公募資金、銀行等引受資金

(4) その他

① 通常の事業債とスケジュールが異なる。

【平成29年度実績】

- ア 臨時財政対策債の起債予定額等について（調査）  
総務省照会 平成29年6月6日 総務省提出期限 平成29年6月21日  
（発行可能額調査及び資金区分の希望調査）
- イ 起債予定額の確認について  
総務省照会 平成29年7月7日 総務省提出期限 平成29年7月10日  
（上記1①について再確認）
- ウ 予定額照会（協議額）  
総務省照会 平成29年7月25日 総務省提出期限 平成29年8月17日  
（発行可能額のうち市町村が実際に起債する額と不用額を把握する照会）  
※以後、通常の事業債同様に簡易協議等の手続きの流れとなる。

② 千円単位での起債が可能

（地方財政法第33条の5の2第1項の額の算定方法を定める省令参照）

### 3 退職手当債（普通会計分）

(1) 団塊の世代の大量退職に伴う退職手当の急増に対処するため、地方財政法第5条の特例として平成18年度から平成27年度までの10年間措置されたきたが、当該特例期間が平成28年度から平成37年度までの10年間延長された。

(2) 退職手当債の発行抑制を図る観点から、発行可能額の算定方法について以下の通り見直された（平成28年度）。

① 平成28年度から平成37年度までの各年度における退職手当債の発行可能額の算定方法を規定（省附則2②、③）。

② 平成28年度から平成30年度までの各年度における退職手当債の発行可能額の算定方法に関する経過措置（激変緩和）を設けるとともに、平成28年度から平成37年度までの退職手当債の発行可能額の算定方法の特例を規定（地方債に関する省令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則2、3）

(3) 退職手当債の許可に当たっては、定員管理・給与適正化計画の策定及び提出が必要であり、詳細については別途通知されることとなっている。また、過去に発行した団体は、毎年、フォローアップ調査により計画の進捗状況を確認することとなっている。

(4) 充当率 100%（原則として民間等資金）

(5) 過去の発行団体

- 平成18年度（宮古島市）
- 平成19年度（浦添市・糸満市・宮古島市・今帰仁村）
- 平成20年度（今帰仁村・渡名喜村）
- 平成21年度（浦添市・糸満市）

#### 4 公営企業退職手当債

- (1) 同意等基準、運用要綱及び充当率に変更なし。

#### 5 国の予算等貸付金債

- (1) 国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保されているが、地方公共団体側では長期の借入金であり、地方債として処理する必要があるため、地方財政法に基づく県知事の同意等を要する。
- (2) 同意等基準運用要綱に例示されている貸付金以外に、国の予算又は政府関係機関等から貸し付けられる貸付金の協議等を行う場合は、事前に連絡すること。
- (3) 貸付対象額（充当率） それぞれの貸付機関の定めるところによる。
- (4) 過去の発行団体
  - ・ 土地区画整理組合等貸付金（読谷村）
  - ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（那覇市）
  - ・ 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金（石垣市、渡嘉敷村）

#### (5) スケジュール

総務省自治財政局地方債課から別途照会があるが、通常の事業債同様、簡易協議等手続きと同じスケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に取り扱うことになる。

なお、地方債制度の抜本的見直しにより、平成28年度から新たに届出制度の対象とされたため、届出を行う場合は当該スケジュールによる。

#### 6 減収補填債

- (1) 地方債の特例である減収補填債は、普通交付税の決定後に当該年度の基準財政収入額と税収額との差を精算するために発行する地方債である。
  - 年度によってその取扱いが異なるが、減収見込額の範囲内で、地財法第5条の趣旨を踏まえ、原則として現行法上起債が可能な公共施設等の整備事業に充当することとされている。

- (2) 充当率 100% (民間等資金)  
元利償還金の75%に相当する額について、後年度、基準財政需要額に算入
- (3) 過去の発行団体  
平成21年度 (大宜味村)  
平成23年度 (大宜味村)
- (4) スケジュール  
総務省自治財政局財務調査課から別途照会があるが、通常の事業債同様、簡易協議等手続と同じスケジュールとなる。

## 7 沖縄県市町村振興資金貸付基金

基金の概要等については、配付資料7「沖縄県市町村振興資金等関係資料」を参照

- (1) 貸付対象は、沖縄県市町村振興資金貸付基金条例第3条に規定されており、「公共施設の整備のため必要な事業」又は「離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業」、その他「知事が特に必要があると認める事業」を対象としている。具体的には、同条例施行規則第3条で規定する別表第1及び別表第2のとおりである。
- (2) 貸付額は、実施事業費から特定財源（地方債を除く）を控除した額に90%を乗じて得た額から振興資金等以外の地方債を控除した額以内となっている。  
ただし、地方債の借換えについては、地方債の繰上償還に要する経費（繰上償還を行う際に生ずる補償金を除く。）として必要な額以内となっている。
- (3) 貸付額限度額は、原則、1市町村等につき一会計年度1億円である。合併市町村振興事業に係る資金の貸付限度額は、1合併市町村につき一会計年度2億円である。
- (4) 貸付利率は、原則、財政融資資金の利率の7/10（基準利率）であるが、以下の事業については、貸付利率が軽減されている。
- ①「離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業」（条例第3条第1項第2号）は、基準利率の1/2
  - ②「知事が特に必要があると認める事業」（条例第3条第2項）のうち、「実質赤字解消対策支援事業」及び「公債費負担適正化支援事業」並びに「合併市町村振興事業」を除く事業であって、離島、辺地又は過疎地域の場合は、基準利率の1/2
  - ③「実質赤字解消対策支援事業」及び「公債費負担適正化支援事業」を実施する離島、辺地又は過疎地域は、基準利率の1/4
  - ④「実質赤字解消対策支援事業」及び「公債費負担適正化支援事業」を上記③

以外の地域は、基準利率の1/2

⑤ 合併市町村振興事業は無利子となっている。

(5) 償還期間は、施設整備事業等は15年以内、備品購入事業は5年以内、合併市町村振興事業は10年以内とし、うち措置期間を1年以内としている。

## 8 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金

基金の概要等については、配付資料7「沖縄県市町村振興資金等関係資料」を参照

(1) 貸付対象は、沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例第3条に規定されており、市町村が行う道路事業、交通安全事業、街路事業、区画整理事業その他道路交通安全対策施設事業に必要な経費を対象としている。具体的には、同条例施行規則第3条で規定する別表のとおりである。

(2) 貸付額は、実施事業費から特定財源（地方債を除く）を控除した額に90%を乗じて得た額から振興資金等以外の地方債を控除した額以内となっている。

(3) 貸付額限度額は、原則、1市町村につき一会計年度2億円以内。

(4) 貸付利率は、原則、財政融資資金の利率の7/10（基準利率）であるが、以下の場合（主なもの）には、貸付利率が軽減されている。

① 離島、辺地又は過疎地域の場合は、基準利率の1/2

② 市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づく事業は無利子

(5) 償還期間は、市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づき行う事業の場合は10年以内、それ以外の場合は15年以内とし、うち据置期間を1年以内としている。

### 【借入申込等について】

地方債簡易協議手続における、県から市町村等への起債計画書等の提出依頼時期に合わせて「市町村振興資金貸付金及び交通方法変更記念特別事業貸付金に係る事業計画の提出について（通知）」を市町村等へ発出している。

## 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、地方財政措置を拡充

### 1. 地方財政計画の計上

○ 「公共施設等適正管理推進事業費」を増額(㉨3, 500億円 → ㉨4, 800億円)

※ このほか、公共施設等適正管理推進事業の進捗に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を増額(250億円)

### 2. 地方財政措置の拡充

○ 「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業及び地方交付税措置の拡充

対 象 事 業	充 当 率	交 付 税 措 置 率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② <b>長寿命化事業【拡充】</b> 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業 (道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">対象を追加</div>	90%	30%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		↓
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		財政力に応じて 30~50%
⑤ <b>ユニバーサルデザイン化事業【新規】</b> ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		<b>【拡充】</b>
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 ・ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90%	交付税措置対象分 75%の30%
⑦ 除却事業	90%	—

※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象